

坂戸市告示第 1 4 5 号

制限付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については坂戸市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領の規定によるものとする。

令和 7 年 4 月 1 0 日

坂戸市長 石 川 清

1 工事概要等

(1) 工事名

旧坂戸市立北坂戸小学校校舎解体等工事

(2) 工事場所

埼玉県坂戸市伊豆の山町 1 7 番地 1

(3) 工事期間

議決日から令和 8 年 7 月 1 5 日まで

(4) 工事の概要

- ア 旧坂戸市立北坂戸小学校、既存校舎ほか建築物解体工事 一式
- イ 旧管理特別教室棟の用途変更に伴う改修工事 一式
- ウ 校舎解体に伴う坂戸市立教育センター改修工事 一式
- エ 外構撤去工事 一式

2 入札の方法

この入札は、坂戸市電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システムを利用して執行するものとし、入札参加資格の審査を開札後に行う方式で行う。

3 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和 7 年 4 月 1 1 日（金）午前 9 時 0 0 分から

令和 7 年 4 月 2 5 日（金）午後 5 時 0 0 分まで

4 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）午前 9 時 0 0 分から

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時 0 0 分まで

ア 入札金額見積内訳書（指定様式）を添付すること。

(2) 開札日時

令和 7 年 5 月 9 日（金）午前 9 時 0 0 分

(3) 開札場所 坂戸市役所 財政課

(4) 入札回数 1 回限りとし、再度入札は行わない。

(5) 上記の期間・日時は変更することがある。この場合は、坂戸市ホームページで案内する。

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

5 設計金額等の公表

(1) 設計金額（事前公表）

金 4 8 5 , 3 2 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 予定価格

入札後に公表する。

(3) 最低制限価格

入札後に公表する。

(4) この工事に係る継続費の支払限度額

第 1 号に記載した設計金額から算出した支払限度額は次のとおりとする。ただし、請負金額が確定したら再度算出するものとする。

令和 7 年度 金 3 2 7 , 5 9 1 , 0 0 0 円

令和 8 年度 金 1 5 7 , 7 2 9 , 0 0 0 円

(5) 出来高予定額

第 1 号に記載した設計金額から算出した出来高予定額は次のとおりとする。ただし、請負金額が確定したら再度算出するものとする。

令和 7 年度 金 3 6 3 , 9 9 0 , 0 0 0 円

令和 8 年度 金 1 2 1 , 3 3 0 , 0 0 0 円

6 支払条件

(1) 前払金

有り（各年度に、前項第 4 号に記載した継続費の各年度の支払限度額の 4 0 % 以内の額を請求することができる。ただし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。）

(2) 中間前払金

有り（各年度に、前項第 4 号に記載した継続費の各年度の支払限度額の 2 0 % 以内の額を請求することができる。ただし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。）

(3) 部分払

有り（令和 7 年度末における出来高検査を経て、当該出来高金額の 90 % 以内で、かつ、前項第 4 号に記載した継続費の令和 7 年度の支払限度額の範囲内で、支払済みの前払金額を控除した額を請求することができる。ただし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、前払金の支払を受けている場合の具体的な部分払金の額に関する計算式は、坂戸市建設工事標準請負契約約款第 4 1 条第 2 項によることとする。）

7 入札参加形態

単体企業

8 入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次の要件をすべて満たす者であること。ただし、告示日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

(1) 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) この工事の公告の日から落札決定までの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成 8 年坂戸市告示第 2 7 号）に基づく指名停止措置又は坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年坂戸市告示第 7 5 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸市に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。

(4) 令和 7・8 年度坂戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、次の条件をすべて満たす登載がある者であること。

ア 登録業種 以下の 2 つについて登録していること

(ア) 解体工事業（解体工事の受注を希望している者）

(イ) 建築工事業（建築一式工事の受注を希望している者）

イ 許可区分 無し。ただし、下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0

00万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

ウ 格付け等 解体工事業及び建築工事業の格付けがそれぞれA級である者。

エ 経営事項審査 解体工事業及び建築工事業について、令和5年10月31日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、当該総合評定値通知書が提出できる者であること。ただし、前号に該当する者は、それぞれ更正又は再生手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書をもって本市の資格者名簿に登載されている者でなければならない。

(5) 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。

(6) 配置予定技術者

ア この工事の施工に当たり、主任技術者（下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者）を専任で配置すること。ただし、法第26条第3項第2号を適用する場合はこの限りではない。なお、本契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については専任を要しない。また、営業所技術者及び特定営業所技術者はこの工事の技術者に配置できない。

イ 配置予定技術者は、第3項で示した参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数（合計3名以内）の候補者を参加資格確認申請書に記載することができる。

エ 参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札後に変更することができない。

(7) 現場代理人

この工事の本契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については、現場への常駐を要しないものとする。

9 設計図書等の閲覧方法

この入札に参加しようとする者は、埼玉県電子入札共同システムにより、添付されている設計図書等を閲覧するものとする。

(1) 閲覧期間 令和7年4月10日（木）から令和7年5月8日（木）まで

(2) 設計図書等の形態 設計図書等の形態はPDF、MS-WORD又はMS-EXCELファイル形式とする。なお、埼玉県電子入札共同システムにおいて提出可能な電子ファイルは以下の拡張子のものとする。

「.docx」（MS Word 2007以降のバージョン）

「.xlsx」（同 Excel 2007以降のバージョン）

「.pptx」（同 PowerPoint 2007以降のバージョン）

(3) 書面での閲覧

設計図書等を閲覧した者が、書面による設計図書等の閲覧を希望する場合は、開札前日までの間、総合政策部財政課窓口で閲覧することができる（土曜・日曜・祝日を除く。）。なお、書面による設計図書等の貸与又は複写は行わない。

10 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 質問の方法

ア 受付期限 令和7年4月21日（月）午後5時00分まで

イ 受付方法 電子入札システムにより、前記の受付期限までに提出すること。

(2) 回答の方法

ア 回答 次のとおり電子入札システム上に掲示する。ただし、システム容量等の問題により掲示できないことがある。この場合は、坂戸市ホームページに掲示する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

イ 掲示時期 令和7年4月25日（金）午前10時00分から

11 入札保証金

免除とする。

12 入札参加資格の事後審査

坂戸市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領に基づき入札執行後に確認する。落札候補者となった者は、令和7年5月13日（火）

正午までに次の書類を提出しなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とする。

(1) 制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）

ア 配置予定技術者経歴書（資格を証明する写しを添付）

※第8項第6号イの要件を満たした雇用関係を証明する書類を含む。

※下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の写し（両面）

イ 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（第8項第4号エに規定するもの）

ウ 建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類

13 くじによる落札候補者の決定

落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

14 契約保証金

この入札で落札し、契約の予定者となった者は、この契約（議会の議決に付さなければならない契約の場合は、議決後の本契約をいう。）の締結と同時に、坂戸市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

15 契約条項等

(1) 契約規則及び約款は、坂戸市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂戸町条例第9号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない。落札者は、令和7年5月16日（金）正午までに建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会の議決が得られなかった場合でも、坂戸市及び落札者とも一切の損害賠償等の責めは負わないものとする。

16 入札参加に必要な書類の入手方法

入札参加に必要な書類の入手方法は、次の表に掲げるとおりとする。

書 類 名	入 手 方 法
制限付一般競争入札公告	埼玉県電子入札共同システム又

	は坂戸市ホームページ
入札金額見積内訳書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
設計図書	坂戸市ホームページ
その他の告知書類等	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

17 その他

- (1) 入札に際しては、設計図書等、坂戸市競争入札参加者心得書及び現場等を熟知のうえ参加しなければならない。
- (2) 申請事業所の代表者が変更となった場合は、新たに電子証明書を購入し、あらためて利用者登録をしなければならない。旧代表者名義の電子証明書での競争参加資格確認申請書の提出や入札は無効とする。なお、電子証明書の再取得が間に合わない場合は、競争参加資格確認申請書や入札書の提出期限までに「紙入札方式参加申請書」を坂戸市総合政策部財政課窓口へ提出し、承認を得ること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。
- (5) 落札者は本契約締結後、10日以内（土曜・日曜・祝日を除く。）に一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに工事実績情報を登録しなければならない。
- (6) 本工事は、受注者（元請業者）等に対する建設工事に係る労働環境および支払賃金に関するアンケート実施の対象工事とする。
- (7) 本工事は、週休2日制モデル工事（現場閉所型）の対象工事とし、その取扱いは週休2日制モデル工事施行要領によることとする。